

認定特定非営利活動法人まちぼっと情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人まちぼっと（以下、当団体）が、特定非営利活動促進法第28条の定めるところにより、情報公開に関し基本的対応事項を定めることを目的とする。

(公開情報の管理)

第2条 当団体の情報公開に関する事務は、事務局長が管理監督する。

(情報公開の対象とする資料及び事務の整備)

第3条 当団体は、法54条に基づき団体事務所に常時備え置き閲覧に供する資料及び情報公開に関する事務を整える。

(情報公開の方法)

第4条 当団体は、情報公開の対象に応じ、公表、当団体事務所での閲覧・写し、並びにインターネットの方法により行うものとする。

(事務所備え置きの書類)

第5条 事務所備え置きの対象とする書類は、法第52条第4項、第54条第5項、第62条に定められた別表1に掲げるものとする。

2 別表1中、「閲覧可能期間」として表示しているものについては当該期間分の書類を公開する。ただし、当該書類に含まれる個人情報情報は公開対象から除外する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第6条 当団体の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、定款第2条に規定する事務所とする。

2 閲覧の日は、当団体の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後5時までとする。ただし、当団体は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第7条 閲覧希望者から別表1に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

(1) 様式1に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、発送、FAX、電子メールのいずれかにより提出を受ける。

(2) 閲覧は、当団体が様式1を受領した日より30日以内に行うこととする。

(3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の議決を経てこれを定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規程は、平成19年12月12日より施行する。

閲覧（謄写）申請書

認定特定非営利活動法人まちぼっと

理事長 佐々木貴子 殿

申請月日 平成 年 月 日

申請者

申請者住所 〒

電話番号

私（申請者）は、下記の閲覧（謄写）目的にしたがって閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

1. 閲覧希望日 平成 年 月 日
2. 閲覧対象書類（別表1より番号を選択）
3. 閲覧(謄写)の目的